平成２１年（フ）第５６８８号
大阪市東成区大今里南３丁目14番17号　ハイツ富士102号
債務者　岡　　誓逸（旧姓嶋谷）
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第５７２１号
大阪市東淀川区大道南３丁目12番３号
債務者　射場　　清
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６１１７号
大阪市北区中崎西４丁目３番４―611号
債務者　村田　博幸
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６２２５号
大阪市旭区清水５丁目４番５―403号
債務者　西野　恵子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６４５６号
大阪市西成区聖天下２丁目11番18号　中江ビル315号
債務者　岡林　清幸
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５６９号
大阪市住吉区苅田３丁目15番５号　田守コーポハル102号
債務者　中本真由美（旧姓西田）
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６５９４号
大阪府豊中市野田町38番22―205号
債務者　岩﨑　　亘
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６６０号
大阪府池田市住吉２丁目５番24号
債務者　横野　正樹
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６６６１号
大阪府池田市住吉２丁目５番24号
債務者　横野友美子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７３４号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番２―511号
債務者　真邉　久輝
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７３６号
大阪市東淀川区小松５丁目６番１―306号
債務者　伊藤　交泰
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７８２号
大阪市城東区関目１丁目18番29号
債務者　大城　麻美
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６７９８号
大阪府枚方市上野２丁目９番48―102号
債務者　戸部　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８６８号
大阪市平野区長吉出戸８丁目１番５号　アドバンス出戸602
債務者　関　　靖子
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８８１号
大阪府寝屋川市高柳６丁目11番９号
債務者　山下さおり
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６８９９号
大阪府豊中市庄内幸町４丁目17番10号
債務者　河野　信志
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９２１号
大阪府東大阪市瓜生堂２丁目６番３号　ヴェルデイイダ２Ｆ202号
債務者　岩谷　秀美
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第６９５６号
大阪市北区天神橋７丁目15番13号　天七エンビィハイツ201号室
債務者　足立　大介
1　決定年月日時　平成21年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部